

<林業・木材産業信用保証のご案内（R4.4）>

## お役に立ちます！林業・木材産業信用保証！

（独）農林漁業信用基金は、林業・木材産業事業者の方々が、融資機関から資金を借入する場合、債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるよう、支援する公的機関です。

### 融資枠を広げるためのお伝いを します

補助金の自己負担分等を、取引先の融資機関から借入する際に、当基金が保証人となることで、円滑な資金調達を支援いたします。

### 無利子の制度資金があります

事業計画が都道府県知事の認定を受けると、無利子の融資を受けることができます。

### 様々な資金用途を保証 します

運転資金（原材料調達費や人件費等）や設備資金（機材購入費等）が対象となります。



### 新型コロナや災害も 支援します

つなぎ資金や復旧資金の保証料を免除する制度があります。

お取引先の銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、当基金の窓口等へお気軽にご相談ください。

## 独立行政法人 農林漁業信用基金

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階  
TEL:03(3434)7826、7827 FAX:03(3434)7837  
URL:<https://www.jaffic.go.jp/index.html>



# ～ 林業信用保証の活用事例 1 ～

## 造林・育林

<調達資金> 人件費や燃料費の支払い等のための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- A社は、自治体から造林・育林作業を請け負う会社。
- 資金調達を相談していた融資機関は、林業関係の融資取引が少なかったため不安があったが、「農林漁業信用基金の林業信用保証を利用したい」と申し出たところ、融資機関から信用基金へ手続等の照会があり、信用基金担当者が説明を行ったことで、融資担当者の理解が深まった。
- 林業信用保証によるリスク管理ができたため、融資を受けることができた。

## 素材生産

<調達資金> 高性能林業機械購入のための設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- B社は、素材生産を行う林業事業体。
- 事業拡大を図るため、高性能林業機械の導入を計画。購入資金は補助金の交付を受けたが、全額は賄いきれず、自己負担分の資金は、林業信用保証を利用して調達した。
- 導入後は、作業体制を2班から3班に増やし、生産性が向上し、年間の素材生産量は倍増の見込み。近隣で稼働予定の木質バイオマス発電所における需要が見込まれており、さらに事業拡大が可能な見込みとなった。

## 林業種苗生産

<調達資金> 培土圧入機、コンテナ（ポット）、ミニホイールローダー等購入の設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- C社は、新たにマルチキャビティコンテナによるスギの育苗を開始する会社。
- 新規事業のため、県内に実例が少なく、融資機関は融資に慎重になっていた。
- 林業信用保証を利用することで、融資機関の理解が得られ、必要な設備資金を借入することができた。

## ～ 林業信用保証の活用事例 2 ～

### 素材生産

<調達資金> 立木購入のための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- D社は、素材生産を行う林業事業体。
- 20haの立木を購入する機会があり、即金での支払いが条件となっていた。
- まとまった資金の融資について融資機関は慎重になっており、借り入れができるか不安であったが、林業信用保証を利用することにより、必要な資金を調達することができた。

### 木材・木製品製造

<調達資金> 製材機の入替のための設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- E社は、製材業を営む会社。
- 製材機の購入資金を補助金では全額賄うことができず、補助残の手当について取引金融機関に相談したが、追加融資に慎重になっていた。
- 融資機関から信用基金へ林業信用保証の照会があり、保証申込・審査の結果、保証を受けることができ、リスク管理ができたことから、補助残分の融資を受けることができた。

### 木材卸売

<調達資金> 製品仕入れのための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- F社は、工務店等に木材・建材等を卸売りしている会社。
- 仕入れ単価の上昇に伴い、資金繰りが厳しい状況となっていた。
- 卸売業者が林業信用保証を利用するための条件である、合理化計画（経営の合理化や事業規模の拡大等についての計画）を策定し、都道府県知事の認定を受け、林業信用保証を利用して、運転資金を借り入れることができた。

# 信用保証制度の要件

## ご利用対象者

業種	種別	資本金	従業員数
造林・育林 素材生産 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのこ生産	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	-
	組合	-	-
木材卸売等 (※1)	会社	1,000万円以下	100人以下
	個人	-	100人以下
木材製品利用等 (※2)	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	300人以下

※1 「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の合理化計画もしくは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を取得した方が対象となります。

※2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を取得した方が対象となります。

## ご利用対象資金



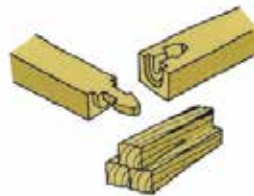
### 造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要資金



### 素材生産

立木購入、伐木、造材、搬出等に必要資金



### 木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、プレカット材、チップ、竹製品等の製造に必要な資金



### 薪炭生産

薪炭(その副産物等)の生産に必要な資金



### 林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



### きのこ生産

きのこの生産に必要な資金



### 木材卸売等

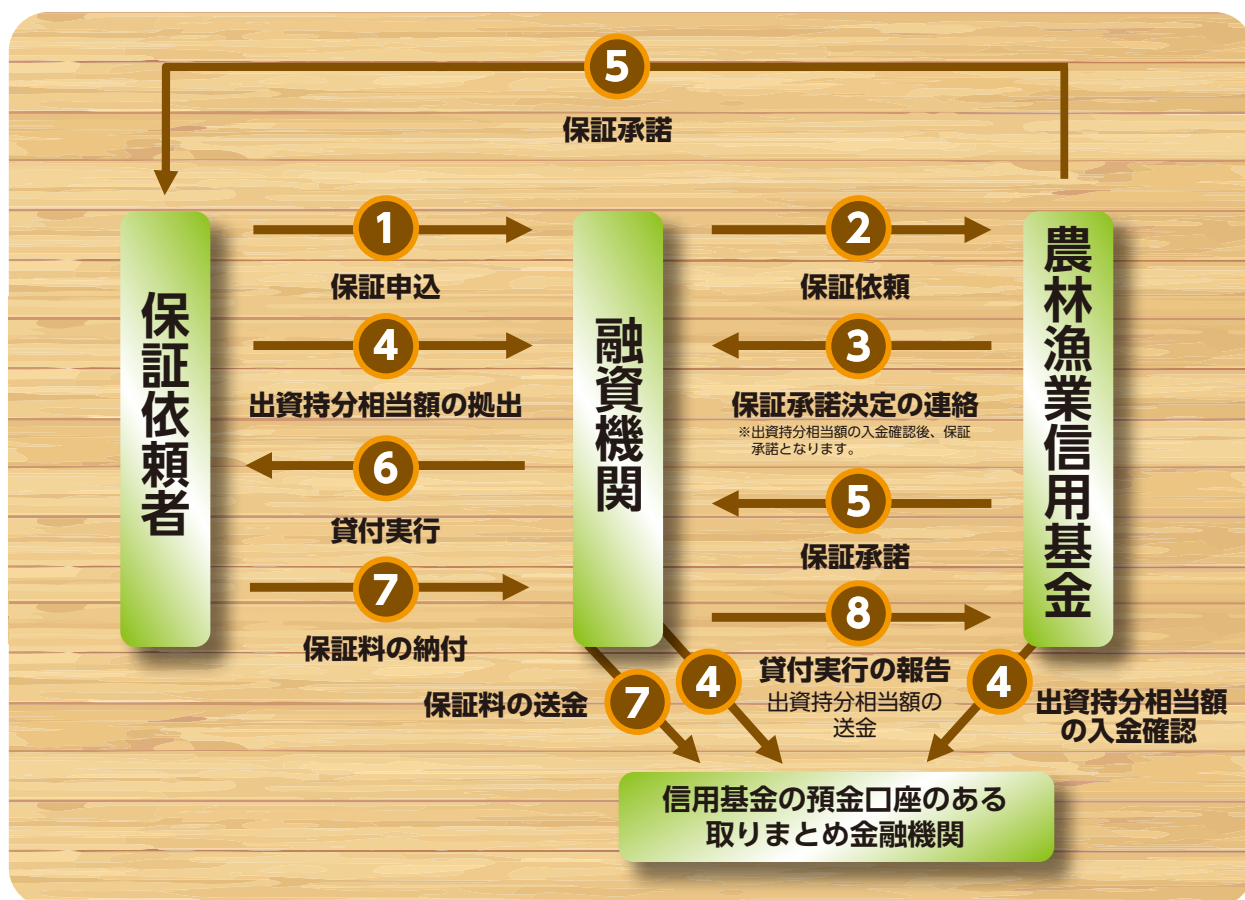
木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良、木材の輸送に必要な資金



### 木材製品利用等

住宅等の建築請負、家具等の製造、木質バイオマス発電等に必要な資金

## 保証ご利用の手続き



### 必要書類等

手続き	必要書類	作成者
①保証申込	債務保証書、関係書類(決算書、印鑑証明書等)	保証依頼者
②保証依頼	債務保証協議書、調査意見書、保証人調査書 ※①の書類と併せて、信用基金へ提出のこと。	融資機関
④出資持分相当額の拠出	出資申請書	保証依頼者
⑤保証承諾	・債務保証書、保証料計算書(融資機関へ発行) ・債務保証承諾書、出資手続き完了通知書(保証依頼者へ発行)	農林漁業信用基金
⑧貸付実行の報告	貸付実行報告書	農林漁業信用基金

※上記のほか、審査に応じて追加書類が必要となる場合があります。

※申込書類の各様式は、基金ホームページよりダウンロードしてください。

## 災害時の資金繰りを支援する

# 林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様が**少ない負担で復旧・再建資金の保証を受けられる**「林業・木材産業災害復旧対策保証」を設けておりますので、ご活用ください。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で <b>災害（林野庁長官の指定する災害）</b> により直接的、間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けた方
保証限度額	<b>8,000万円</b>
資金使途	事業の復旧、再建に必要な <b>新たな資金</b>
保証期間	運転資金5年以内（長期7年以内）、設備資金15年以内（ <b>返済据置期間2年以内</b> ）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。 ・間接被災者の場合は「被害証明書(信用基金指定様式)」が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL： <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は




※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

# 林業・木材産業災害復旧対策保証

## —新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)</li> </ul>
保証限度額	8,000万円
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な <b>新たな資金</b>
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	<p>お取引先の金融機関へ直接お申込みください。</p> <p><b>本事業の受付期間は、令和5年3月31日まで。(予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)</b></p>
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課</p> <p>〒105-6228</p> <p>東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階</p> <p>電話 03-3434-7826、7827</p> <p>URL : <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業・木材産業災害復旧対策保証(新型コロナウイルス感染症対策)利用時(100%保証に限る)の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)

# 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた 林業者のための借換資金への信用保証について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、保証料免除で当信用基金の信用保証を利用できます。

この保証の利用は、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。(当該保証料免除と、利子助成は、セットメニューです。)

ご利用対象者	<p><b>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害があり、事業継続に支障をきたしている林業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)</li> </ul> <p>※林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得(売上高)が過半を占めている必要があります。</p>
保証限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額※借換対象となる資金には条件があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした <b>既往債務の借換に必要な資金</b>
保証期間	運転資金 10年以内(設備資金を借り換える場合は15年以内としますが、運転資金として取り扱います。)
返済方法	分割返済(返済据置期間2年以内)
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率(既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下) ※林業施設整備等利子助成を利用することで、最長5年間実質無利子化となります。
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。</li> <li>・<b>当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。(URL:<a href="http://www.Zenmokukyo.jp/">http://www.Zenmokukyo.jp/</a>)</b></li> <li>・本事業の受付期間は、令和5年3月31日まで。(予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)</li> </ul>
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826・7827 URL: <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は ※利子助成については、全国木材協同組合連合会(03-3580-3215)までお問い合わせください。</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業施設整備等利子助成事業(新型コロナウイルス感染症対策)利用時の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)



# 事業承継支援保証について

経営者の方が事業の承継（※）を行う際の資金の借入について信用基金の債務保証を利用する場合、最大で5年間の保証料免除を受けられます。

（※）「人（経営）の承継（経営権）」、「資産の承継（事業用資産等）」及び「知的資産（従業員の技術や技能等）の承継」のいずれか

ご利用対象者	<p>次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する林業・木材産業を営む法人</p> <p>（１）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>（２）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの</p> <p>（３）次の①から④の全ての要件を満たす法人</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA 有利子負債倍率（注）が10倍以内であること  <small>（注） EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却費）</small></p> <p>③法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④返済緩和している借入金がないこと</p> <p>※事業承継は、親族内承継、役員・従業員承継又は社外への引継ぎ（M&amp;A等）のいずれか</p>
保証限度額 保証期間	通常の保証限度額及び保証期間と同様となります。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（80%保証に限ります。）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	事業承継計画書（様式保第1号の11）及び財務要件等確認書（様式保1号の13）の提出が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課</p> <p>〒105-6228</p> <p>東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR Iタワー 28階</p> <p>電話 03-3434-7826、7827</p> <p>URL：<a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は</p>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

# 林業・木材産業複合経営化支援保証

林業者の方（造林・育林、素材生産業を営む方）が新たに木材産業（木材・木製品製造、木材卸売等）の経営を行う場合、木材産業者の方が新たに林業の経営を行う場合に、保証料免除で当信用基金の信用保証をご利用できます。

ご利用対象者	<p>次の（１）に該当し、かつ、（２）又は（３）に該当する会社（子会社を含む。）、個人又は組合。</p> <p>（１）①又は②のいずれかの事業を営んでおり、当該事業開始後の決算期が３期を経過している者</p> <p>① 造林、育林又は素材生産のいずれかに該当する事業</p> <p>② 木材・木製品の製造又は木材卸売等のいずれかに該当する事業</p> <p>（２）新たに林業及び木材産業の複合経営（※）を予定し、具体的な事業計画を有する者</p> <p>（３）現に林業及び木材産業の複合経営（※）を行っており、複合経営開始後の決算期が３期を経過していない者</p> <p>※「複合経営」とは、（１）①の「造林・育林又は素材生産のいずれかに該当する事業」及び（１）②の「木材・木製品の製造又は木材卸売等のいずれかに該当する事業」を複合して営むこと。</p>
保証限度額 保証期間	通常の保証限度額及び保証期間と同様です。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<b>最大で５年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	様式保第１号の１４「林業・木材産業の複合経営計画書」の提出が必要です。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課</p> <p>〒１０５－６２２８</p> <p>東京都港区愛宕２－５－１ 愛宕グリーンヒルズMOR I タワー ２８階</p> <p>電話 ０３-３４３４-７８２６、７８２７</p> <p>URL : <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a></p>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

# 林業・木材産業の創業等支援保証

新たに林業・木材産業を開始する方（新規創業者）、他産業から林業・木材産業へ参入する方（新分野進出者）が、資金調達において当信用基金の信用保証を利用する場合、最大で5年間の保証料免除を受けられます。【将来性を評価した林業信用保証の試行の対象です。】

ご利用対象者	<b>新規創業者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>新規創業を行おうとする会社（※）、個人又は組合であって、当該事業の具体的な計画を有するもの</li><li>新規創業を行った会社（※）、個人又は組合であって、当該新規創業後の決算期が3期を経過していないもの ※事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を除く。</li></ul> <b>新分野進出者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>新分野進出を行おうとする会社（※）、個人又は組合であって、当該新分野進出を行う具体的な計画を有するもの</li><li>新分野進出を行った会社、個人又は組合であって、当該新分野進出後の決算期が3期を経過していないもの ※林業・木材産業以外の事業を営んでいる会社であって当該事業開始後の決算期が3期を経過しているものの子会社を含む。</li></ul>
保証限度額	3,000万円
保証期間	通常の保証期間と同様です。
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	<b>最大で5年間「保証料免除」となります。</b>
貸付利率	金融機関所定の利率
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	ご利用条件により連帯保証人が必要となる場合があります。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	事業の見通しや経営理念などを記載した「計画書（※）」を作成いただき、これに基づき審査を行います。（将来性評価方式（試行）） （※）新規創業計画書（様式保将第1号）または新分野進出計画書（様式保将第2号）。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL： <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

## 将来性を評価した林業信用保証の試行について

(独) 農林漁業信用基金では、**新たに林業・木材産業を始める方、他産業から林業・木材産業へ参入する方**の資金調達を支援するため、これらの方に対する「**将来性を評価した債務保証**」を**試行的に実施**しています。

当信用基金による債務保証を申し込む際に、通常提出いただく林業・木材産業の決算情報が揃わない場合でも、事業の見通しや経営理念などを記載した「計画書」を提出いただき、これに基づき審査を行う評価方式を試行しています。

### ○ご利用対象者

新たに林業・木材産業の事業を開始しようとする方\* **【新規創業者】**

又は

他産業から林業・木材産業へ参入しようとする方\* **【新分野進出者】**

※会社、個人又は組合。新規創業又は新分野進出後間もない方（決算書が3期揃わない方）を含みます。

○事業の将来性を評価する「新規創業計画書」又は「新分野進出計画書」を作成いただきます。

◎保証申込には、「新規創業計画書」「新分野進出計画書」のほか、所定の申込書類が必要です。

#### ◆新規創業者とは？

例) 民間企業を退職後、素材生産業での就業経験を経て独立し、個人事業主として起業される方

#### ◆新分野進出者とは？

例) 林道建設などの土木事業を經營しつつ、新たに素材生産業を開始される方

◎詳しくは、当信用基金へお問い合わせください。

独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課

TEL : 03-3434-7826・7827 FAX : 03-3434-7834

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 (愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階)

林業・木材産業信用保証の保証メニュー（令和4年度）
---------------------------

- 保証割合 原則 80%保証（100%保証が可能な場合についてはお問い合わせください。）
  - 保証料率 事業者の財務内容等により各メニューに該当する区分内のいずれかの保証料率が適用されます。
  - 保証の最高限度 一被保証者についての保証残高の合計額は6億円以下です。
  - 保証メニュー
- <一般資金>

対象事業	資金使途	借入期間	保証料率	借入利率
○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産	運転 設備	運転：3年以内 (長期：7年以内) 設備：15年以内	(区分Ⅱ) 0.20% 0.40% 0.60% 0.90% 1.10% 1.30% 1.50% 1.80%	融資機関所定の利率

## &lt;制度資金&gt;

特徴	資金の種類	対象事業	資金使途	借入期間	保証料率	借入利率
「林業・木材産業改善措置に関する計画」の知事認定を受けた方が計画に従い事業を行うための資金に対する保証	林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備 運転	10年以内 (法律の規定により12年以内、13年以内、15年以内となる場合あり)	(区分Ⅰ) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	0.0% (無利子)
「林業経営改善計画」の知事認定を受けた方が計画に従い事業を行うための資金に対する保証	林業経営改善資金	○造林・育林 ○素材生産	運転	3年以内 (長期：5年以内) ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合： 短期 1年以内 長期 5年以内		融資機関所定の利率 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合： (原則) 短期 1.30%～1.60% 長期 1.00%～1.30%
「合理化計画」の知事認定を受けた方が計画に従い事業を行うための資金に対する保証	合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 設備	運転：5年以内 設備：15年以内 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合(運転のみ)： 短期 1年以内 長期 5年以内		

<制度資金> (つづき)

特徴	資金の種類	対象事業	資金使途	借入期間	保証料率	借入利率
「木材安定供給確保事業計画」の知事認定を受けた方が計画に従い事業を行うための資金に対する保証	木材安定供給確保事業資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転設備	運転：5年以内 設備：15年以内 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合（運転のみ）： 短期 1年以内 長期 5年以内	(区分Ⅰ) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35% ※最大5年間免除	融資機関所定の利率 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合： (原則) 短期 1.30% 長期 1.00%

(注) 林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金については都道府県による貸付限度額の定めがあります。

<災害復旧等支援関連>

特徴	保証の種類	対象事業	資金使途	借入期間 <据置期間>	保証料率	借入利率 限度額等
林野庁長官指定災害（新型コロナウイルス感染症含む）による影響を受けた方の復旧、資金繰り安定化のための資金に対する保証（注1） <自然災害等：災害発生翌年度末まで受付> <新型コロナ関連：R5.3.31まで受付>	林業・木材産業災害復旧対策保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等（※） ○木材製品利用（※） （※）制度資金に係る場合	運転設備	運転：5年以内 （長期：7年以内） 設備：15年以内 <2年以内>	一般資金（区分Ⅱ） 又は制度資金（区分Ⅰ）に同じ ※最大5年間免除	融資機関所定の利率 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合： (原則) 短期 1.30%～1.60% 長期 1.00%～1.30%  保証限度額：8千万円（注2）
新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方(林業者)の経営安定化を目的とした債務償還負担軽減のための借換に対する保証（注1） <R5.3.31まで受付>	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証	○素材生産 ○造林・育林 ○種苗生産	運転	10年以内（設備資金の借換の場合：15年以内） <2年以内>	一般資金（区分Ⅱ）に同じ ※最大5年間免除	融資機関所定の利率（既往借入金の利率以下かつ2%以下） ※最長5年間実質無利子（林業施設整備等利子助成利用）  保証限度額：3億円（注2）

(注1) 罹災証明書等の提出が必要です。 (注2) 他の保証との合算限度の定め（6億円以下）があります。

<災害復旧等支援関連> (つづき)

特徴	保証の種類	対象事業	資金使途	借入期間 <据置期間>	保証料率	借入利率 限度額等
<p>東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けた方の復旧・復興、資金繰り安定化のための資金(※)に対する保証(注1) &lt; R5.3.31 まで受付 &gt;</p> <p>(※)対象資金： ①原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所・事業拠点を有していた方の復旧・復興のために必要な運転資金・設備資金 ②福島県内に事業所を有し、原発事故の影響により、保証申込みまでの3か年の年間売上高平均が震災前の3か年の年間売上高平均に満たない方の資金繰り安定化のために必要な運転資金</p>	東日本大震災復旧等緊急保証	<p>○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等(※) ○木材製品利用(※) (※)制度資金に係る場合</p>	運転設備	15年以内 <2年以内>	<p>一般資金(区分Ⅱ)又は制度資金(区分Ⅰ)に同じ ※R4年度は免除</p>	<p>融資機関所定の利率 ※「木材産業等高度化推進資金」に該当する場合： (原則) 短期 1.30%～1.60% 長期 1.00%～1.30%</p> <p>保証限度額：2億円(注2)</p>

(注1) 罹災証明書等の提出が必要です。 (注2) 他の保証との合算限度の定め(6億円以下)があります。

<事業承継、複合経営化、創業等支援関連>

特徴	保証の種類	対象事業	資金使途	借入期間 <据置期間>	保証料率	借入利率 限度額等
事業承継支援(注)	事業承継支援保証	<p>○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等(※) ○木材製品利用(※) (※)制度資金に係る場合</p>	運転設備	一般資金又は制度資金に同じ	一般資金(区分Ⅱ)又は制度資金(区分Ⅰ)に同じ ※最大5年間免除	一般資金又は制度資金に同じ
<p>林業及び木材産業の複合経営化支援(※)(注)</p> <p>(※)対象となる場合： 林業(造林・育林、素材生産)を経営する方が、新たに木材産業(木材・木製品製造、木材卸売等)の経営を行う場合/木材産業を経営する方が、新たに林業の経営を行う場合</p>	林業・木材産業複合経営化支援保証	<p>&lt;林業者の方&gt; ○木材・木製品製造 ○木材卸売等(※) (※)制度資金に係る場合</p> <p>&lt;木材産業業者の方&gt; ○造林・育林 ○素材生産</p>	運転設備	一般資金又は制度資金に同じ	一般資金(区分Ⅱ)又は制度資金(区分Ⅰ)に同じ ※最大5年間免除	一般資金又は制度資金に同じ

(注) 一定の要件の者が対象です。

<事業承継、複合経営化、創業等支援関連> (つづき)

特徴	保証の種類	対象事業	資金使途	借入期間 <据置期間>	保証料率	借入利率 限度額等
新たに林業・木材産業を開始する方（新規創業者）、他産業から林業・木材産業へ参入する方（新分野進出者）への支援（※）（注）  （※）将来性を評価した林業信用保証の試行対象	林業・木材産業の創業等支援	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等（※） （※）制度資金に係る場合	運転設備	一般資金又は制度資金に同じ	一般資金（区分Ⅱ）又は制度資金（区分Ⅰ）に同じ ※最大5年間免除	一般資金又は制度資金に同じ  保証限度額：3千万円

（注）一定の要件の者が対象です。

■詳しい内容等につきましては、当基金又は融資機関にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 独立行政法人 農林漁業信用基金 林業保証信用業務部 業務課  
TEL：03-3434-7826・7827 FAX：03-3434-7837  
信用基金HP：<https://www.jaffic.go.jp/>